

松江市社会福祉法人設立認可等審査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「社会福祉法」という。）第31条第1項及び第32条の規定に基づく社会福祉法人の設立認可及び社会福祉法第125条及び第126条に基づく社会福祉連携推進法人の認定に係る協議、申請及び審査等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の協議)

第2条 社会福祉法人の設立をしようとする者（以下「設立協議者」という。）は、別記「社会福祉法人設立協議書」（以下「設立協議書」という。）により、社会福祉連携推進法人の認定を受けようとする者（以下「認定協議者」という。）は、別記2「社会福祉連携推進法人認定協議書」（以下「認定協議書」という。）により、事前に健康福祉部長（以下「部長」という。）に協議しなければならない。

2 前項の設立協議書又は認定協議書は、国、県、市若しくは民間補助団体（公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団及び公益財団法人JKAに限る。）から補助金又は助成金を受けて行う施設整備（以下「補助金等による施設整備」という。）を伴う場合にあつては施設整備予定年度の前年度の4月末までに、その他の施設整備を伴う場合にあつては施設整備に着手しようとする月の10月前までに、施設整備を伴わない場合にあつては事業を開始しようとする月の10月前までに、健康福祉総務課に提出するものとする。

(事前審査)

第3条 健康福祉総務課は、前条により提出された設立協議書又は認定協議書の審査を行い、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

2 前項の審査にあつては、次によるものとする。

①社会福祉法人の設立協議にあつては、法令及び関係通知に基づくほか別に定める「松江市社会福祉法人設立事前審査基準」及び「松江市社会福祉法人設立事前審査要領」に基づき行うものとする。

②社会福祉連携推進法人の認定協議に当たっては、法令及び関係通知に基づくほか別に定める「松江市社会福祉連携推進法人認定・運営基準に関する要領」に基づき行うものとする。

3 第1項の審査のための「社会福祉法人設立認可事前審査調書」、「社会福祉法人設立認可事前審査調書記入上の留意事項」及び「松江市社会福祉連携推進法人事前審査調書」、「松江市社会福祉連携推進法人事前審査調書記入上の留意事項」は別に定める。

(社会福祉法人設立認可等及び施設整備審査委員会による審査)

第4条 前条の審査を経た設立協議書又は認定協議書について、別に定める松江市社会福祉法人設立認可等及び施設整備審査委員会設置要綱に基づく社会福祉法人設立認可等及び施設整備審査委員会において審査するものとする。

(設立・認定の承認)

第5条 部長は、前条の審査結果を設立協議者又は認定協議者に対して通知するものとする。

ただし、施設整備を伴うもので、施設整備について関係審議会で見解聴収したものについては、その結果に基づき通知するものとする。

2 部長は、設立協議又は認定協議の承認に当たって必要な条件を付すことができるものとする。

3 部長は、前項の条件を満たすことができない設立協議者又は認定協議者について、設立協議又は認定協議の承認を取り消すことができるものとする。

(設立の認可申請)

第6条 前条により社会福祉法人設立協議の承認を受けた者（以下「認可申請者」という。）は、

社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号）第2条第1項及び第2項に規定する書類（以下「認可申請書」という。）を松江市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。なお申請書の様式は松江市社会福祉法施行細則（平成20年3月31日松江市規則第10号）第2条に規定された様式第1号によるものとする。

- 2 前項の認可申請は、補助金等による施設整備を伴う場合にあつては補助金等の内定後速やかに、その他の施設整備を伴う場合にあつては前条による設立の承認後（借入金により施設整備を行う場合は、借入金の内定後）速やかに、施設整備を伴わない場合にあつては事業を開始しようとする日の2月前までに健康福祉総務課へ提出するものとする。

（設立の認定申請）

第6条の2 第5条により社会福祉連携推進法人認定協議の承認を受けた者（以下「認定申請者」という。）は、社会福祉法第126条に規定する書類（以下「認定申請書」という。）を市長に提出するものとする。なお申請書の様式は松江市社会福祉法施行細則（平成20年3月31日松江市規則第10号）第14条に規定された様式第18号によるものとする。

- 2 前項の認定申請は、事業を開始しようとする日の2月前までに、健康福祉総務課に提出するものとする。

（審査）

第7条 健康福祉総務課は、第6条又は前条により提出された認可申請書又は認定申請書の審査を行い必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

- 2 前項の審査は、法令及び関係通知に基づき行うものとする。

（設立の認可又は認定）

第8条 市長は、前条の審査の結果、社会福祉法人の設立又は社会福祉連携推進法人の認定を適当と認めるときは、社会福祉法人設立の認可又は社会福祉連携推進法人の認定を行い認可申請者又は認定申請者に通知するものとする。

（認可又は認定の公表）

第9条 市長は、前条により社会福祉法人の設立認可又は社会福祉連携推進法人の認定を行った場合は、次の事項を公表するものとする。

社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人の名称、事務所の所在地、役員等（評議員、理事、監事及び会計監査人をいう。ただし、会計監査人についてはそれを置く場合に限る。）の氏名、設立認可又は認定年月日、設立当初の財産目録、経営する事業名、事業を行う施設の名称、所在（予定）地、定員、規模及び構造並びに事業開始予定年月日

（その他）

第10条 この松江市社会福祉法人設立認可等審査要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 7月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。